

防人2第6241号
9.12.10
防人2第7146号
一部改正 18.7.27
防人計第354号
一部改正 19.1.9
防官文(事)第53号
一部改正 令和元年6月20日
防人育(事)第442号
一部改正 令和2年12月25日

陸上幕僚長 殿

事務次官

即応予備自衛官雇用企業給付金支給要綱について（通達）

標記について、別添のとおり定められたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：「即応予備自衛官雇用企業給付金支給要綱」

即応予備自衛官雇用企業給付金支給要綱

(目的)

第1 この要綱は、即応予備自衛官雇用企業給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給付金の趣旨)

第2 この給付金は、即応予備自衛官が訓練招集及び災害等招集に安んじて応じるためには、即応予備自衛官本人の意思及び努力に加えて、雇用企業からも協力を得ることが必要不可欠であることから、雇用企業が負うことになる負担を考慮し、雇用企業の積極的な協力の確保を図るために支給するものである。

(定義)

第3 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 雇用企業 即応予備自衛官（災害等招集命令を受け、自衛官となっている者を含む。以下同じ。）を雇用する法人その他の団体及び自家営業主をいう。ただし、国、地方公共団体及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人は除くものとする。
- (2) 担当地方協力本部（長） 即応予備自衛官を雇用する事業所の所在地の属する都道府県の区域を担当区域とする自衛隊地方協力本部（長）という。

(給付金の支給要件)

第4 給付金は、次の各号のいずれにも該当する雇用企業に対し、予算の範囲内において支給することができる。

- (1) 即応予備自衛官との間に次の事項のいずれにも該当する雇用関係を有していること。
 - ア 1週間の所定労働時間が30時間以上であること
 - イ 申請時において、1年以上引き続き雇用されることが見込まれること
- (2) 即応予備自衛官が訓練招集及び災害等招集に応じる期間を、有給の特別休暇、勤務免除扱いとする等、労働協約又は就業規則等により措置することによって、不利益な取扱いをしないことが明らかであること。
- (3) 雇用企業内において即応予備自衛官制度等の周知に努めること。

(給付金の額)

第5 給付金の額は、月の末日に雇用企業が雇用している即応予備自衛官1人につき月額42,500円とする。

(給付金の支給機関)

第6 給付金の支給機関は、担当地方協力本部とする。

(給付金の支給の申請)

第7 担当地方協力本部長は、給付金の支給を受けようとする雇用企業から、別記様式第1による即応予備自衛官雇用企業給付金支給申請書(以下「支給申請書」という。)に、即応予備自衛官の雇用保険被保険者証の写しその他第4第1号に規定する要件を満たすことを証明するに足りる書類を添えて提出させるものとする。

(給付金の支給の認定及び通知)

第8 担当地方協力本部長は、第7の規定による給付金の支給の申請があったとき及び第10の規定による支給申請書の記載事項の変更届出があったときは、その記載内容を審査し、第4に規定する支給要件を満たしていると認めたときは、別記様式第2による即応予備自衛官雇用企業給付金支給認定通知書を当該雇用企業に送付するものとする。

(給付金の支給及び支払い方法)

第9 給付金は、担当地方協力本部長が支給申請書を受理した日の属する月から支給するものとする。

- 2 担当地方協力本部長は、月の末日において第4に規定する支給要件を満たしていると認めた雇用企業に対し、給付金の支給決定を行うものとする。
- 3 給付金は、毎年1月、4月、7月及び10月の末日までに、それぞれの前月までに支給事由の発生している額を支払うものとする。
- 4 給付金の支払いは、雇用企業が指定する金融機関への振込みにより行うものとする。

(支給申請書の記載事項に変更があった場合等の届出)

第10 担当地方協力本部長は、給付金の支給を受けている雇用企業と即応予備自衛官との雇用関係が終了したときは、別記様式第3による即応予備自衛官雇用関係終了届出書を、雇用企業の提出した支給申請書の記載事項に変更があったときは、別記様式第1による即応予備自衛官雇用企業給付金変更届出書(第11において「変更届出書」という。)を、所要の書類を添えて、雇用企業から速やかに提出させるものとする。

(給付金の支給の認定の取消し及び通知等)

第11 担当地方協力本部長は、雇用企業において、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由の生じた日以降の支給の認定を取り消すものとする。

- (1) 第4に規定する支給要件を満たさなくなったとき
- (2) 給付金の支給を受けるに当たり、偽りその他不正の手段(過失を含む。)を用いたとき
- (3) 即応予備自衛官が自衛隊を免職された場合において、その免職された事由が

雇用企業側の責に帰すべきものであったとき

- (4) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第75条の8において準用する同法第73条第2項の規定に反し、その雇用する即応予備自衛官に対し、即応予備自衛官であることを理由として解雇その他不利益な取扱いをしたとき
- 2 前項の場合において、担当地方協力本部長は、既に給付金が支給されているときは、その返納を求めるものとする。
- 3 担当地方協力本部長は、支給の認定を取り消すときは、別記様式第4による即応予備自衛官雇用企業給付金支給認定取消通知書を、給付金の返納を求めるときは、別記様式第5による即応予備自衛官雇用企業給付金返納通知書を、当該雇用企業に送付するものとする。

（加算金及び延滞金）

- 第12 担当地方協力本部長は、第11第2項の規定により既に支給した給付金の返納を求めるときは、給付金を支給した日から納付の日までの日数に応じ、当該給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年利7.3パーセントの割合で計算した加算金を約定利息として求めるものとする。
- 2 担当地方協力本部長は、第11第2項の規定により既に支給した給付金の返納を求めた場合において、これが納付日までに納付されないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利14.6パーセントの割合で計算した延滞金を遅延利息として求めるものとする。

（担当地方協力本部長の責務）

- 第13 担当地方協力本部長は、給付金の趣旨及び本要綱の定めに基づき、適正に給付金の支給を行い、もって雇用企業の協力を得て、即応予備自衛官が訓練招集及び災害等招集に応じやすい環境を整備するように努めるものとする。

（報告）

- 第14 陸上幕僚長は、各年度における給付金の支給等の状況について、別記様式第6による即応予備自衛官雇用企業給付金支給等状況報告書により、当該年度の翌年度の6月30日までに防衛大臣に報告するものとする。

（委任規定）

- 第15 この要綱に定めるもののほか、給付金に関し必要な事項は陸上幕僚長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年3月26日から施行する。

自衛隊〇〇地方協力本部長 殿

申請者 住 所
法人名
代表者名

即応予備自衛官雇用企業給付金支給申請(変更届出)書

即応予備自衛官雇用企業給付金の支給を受けたく、裏面記載の「了解事項」を了解の上、申請します。(即応予備自衛官雇用企業給付金支給申請書の記載事項に変更があったので届け出ます。)

① 対象即応予備自衛官	住所	
	氏名	
② 雇用保険被保険者種類		
③ 雇用期間の定め		1. 有 (契約期間 年 月 から 年 月まで) (契約更新条項 イ. 有 ロ. 無) 2. 無 (1年以上雇用する見込み イ. 有 ロ. 無)
④ 週所定労働時間		1. 週平均30時間以上 2. 週平均30時間未満
⑤ 訓練出頭時等の措置		
⑥ 振込先金融機関	振込機関	銀行・金庫・その他() 店
	ふりがな 口座名義	-----
	口座番号	当座・普通 番号:
⑦ 対象即応予備自衛官雇用事業所	事業所の名称	
	事業所の所在地	
	担当責任者の職 ・氏名・連絡先	役職 氏名 (電話番号 - -)

なお、申請書の記載事項が真正であることを申し添えます。また、申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに届け出ます。

添付書類

- ① 雇用保険被保険者証の写し
即応予備自衛官が雇用保険被保険者証を交付されていないときは、次のいずれの要件も満たすことを確認し得る書類の写し(雇用契約書、雇入通知書、雇用実態証明書、就業規則、賃金台帳、源泉徴収票、給与支払報告書等の写し)
ア 1週間の所定労働時間が30時間以上であること
イ 申請時において、1年以上引き続き雇用されることが見込まれること
- ② 休暇措置等を確認し得る書類又はその写し(労働協約、就業規則等の場合は対象となる部分)

(備考) 規格は、日本産業規格A列4番の縦位置とする。

(支給申請書裏面)

《了解事項》

- 1 私は、この申請(変更届出)書の提出にあたり、支給の認定に係る審査に必要な書類を担当地方協力本部長から求められたときは、これに応じ提出又は提示します。
- 2 私は、次の事項を給付金の支給要件として了解します。
 - (1) 即応予備自衛官との間に次の事項のいずれにも該当する雇用関係を有していること。
 - ア 1週間の所定労働時間が30時間以上であること
 - イ 申請時において、1年以上引き続き雇用されることが見込まれること
 - (2) 即応予備自衛官が訓練招集及び災害等招集に応じる期間を、特別休暇、勤務免除扱いとする等、労働協約又は就業規則等により措置することによって、不利益な取扱いをしないことが明らかであること。
 - (3) 即応予備自衛官制度等の周知に努めること。
- 3 私は、この申請(変更届出)書の記載事項に変更があったときは、「即応予備自衛官雇用企業給付金変更届出書」を、即応予備自衛官との雇用関係が終了したときは、「即応予備自衛官雇用関係終了届出書」を、速やかに提出することについて了解します。
- 4 私は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由の生じた日以降の給付金の支給の認定が取り消されることについて了解します。また、既に支給された給付金の返納を国から求められたときは、当該金額の納期日までに納付します。
 - ① 私が給付金の支給要件を満たさなくなったとき
 - ② 給付金の支給を受けるに当たり、私が偽りその他不正の手段(過失を含む。)を用いたとき
 - ③ 即応予備自衛官が自衛隊を免職された場合において、その免職された事由が私の責に帰すべきものであったとき
 - ④ 私が自衛隊法(昭和29年法律第165号)第75条の8において準用する同法第73条第2項の規定に反し、その雇用する即応予備自衛官に対し、即応予備自衛官であることを理由として解雇その他不利益な取扱いをしたとき
- 5 私は、既に支給された給付金の返納を求められたときは、給付金を支給された日から納付の日までの日数に応じ、返納を求められた金額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利7.3パーセントの割合で計算した加算金を約定利息として納付します。また、既に支給された給付金の返納を求められた場合において、これを納期日までに納付しないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利14.6パーセントの割合で計算した延滞金を遅延利息として納付します。

【支給申請書(変更届出書)記入に当たっての注意】

- 1 この申請(変更届出)書は、給付金の支給に係る即応予備自衛官(以下「対象即応予備自衛官」という。)を雇用する事業所の属する都道府県の区域を担当区域とする自衛隊地方協力本部長に提出して下さい。
- 2 申請者が法人である場合は、主たる事業所(通常、本社をいう。)の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 ①「対象即応予備自衛官」欄の「住所」欄には、対象即応予備自衛官の住所を記入すること。「氏名」欄には、対象即応予備自衛官の氏名を記入すること。
- 4 ②「雇用保険被保険者種類」欄には、雇用保険被保険者証の『取得時(変更後)被保険者種類・区分』欄に記載された番号を記載すること。
- 5 ③「雇用期間の定め」欄は、対象即応予備自衛官の雇用期間の定めについて該当するものの番号を○で囲み、1を○で囲んだ場合には、その雇用期間を記載するとともに、契約更新条項の有無について該当するものの番号を○で囲むこと。また、2を○で囲んだ場合には、1年以上雇用する見込みの有無について、該当するものの記号を○で囲むこと。(なお、1年以上雇用する見込みがない場合には、本給付金の支給を受けることができません。)②欄で「1」又は「9」を記載した雇用企業については、記入は不要です。
- 6 ④「週所定労働時間」欄は、対象即応予備自衛官の現在の週所定労働時間について該当するものの番号を○で囲むこと。変形労働時間制や隔週休2日制等の周期性がある場合には、1周期における所定労働時間の平均を週所定労働時間とすること。(なお、週所定労働時間が30時間未満の場合には、本給付金の支給を受けることができません。)②欄で「1」又は「9」を記載した雇用企業については、記入は不要です。
- 7 ⑤「訓練出頭時等の措置」欄には、休暇措置等を確認し得る書類又はその写しに記載された措置(例：特別休暇、勤務免除等)を記入すること。
- 8 ⑥「振込先金融機関」欄は、振込機関、口座名義、口座番号を記入すること、「振込機関」の「その他」は、銀行及び金庫以外の振込機関とする場合に記入すること。
- 9 ⑦「対象即応予備自衛官雇用事業所」欄の「事業所の名称」欄には、対象即応予備自衛官を雇用している事業所の名称(例：「○×株式会社△□工場」等)、「事業所の所在地」欄には、当該事業所の住所、「担当責任者の職・氏名・連絡先」欄には、本申請書の記入責任者の役職、氏名、電話番号を記入すること。
- 10 この申請書に掲げる事項に変更が生じたときは、この申請書の表題中、「変更届出」の部分で○で囲み、この様式によりその内容を速やかに届け出て下さい。
- 11 給付金について不明な点がありましたら、最寄りの自衛隊地方協力本部にお問い合わせ下さい。

殿

自衛隊〇〇地方協力本部長

即応予備自衛官雇用企業給付金支給認定通知書

令和 年 月 日付けで貴社（殿）から申請（変更届出）のあった即応予備自衛官雇用企業給付金について、支給要件を満たしていると認定し、下記のとおり支給する予定であることを通知します。

記

- 1 対象即応予備自衛官 氏名
- 2 支給番号 〇〇〇〇－〇〇〇〇
- 3 支給額 42,500円/月
- 4 支給開始月 令和 年 月

(注)

- 1 本給付金は、貴社（殿）が月の末日において即応予備自衛官を雇用し、支給要件を満たしている場合に支給されます。即応予備自衛官1人につき上記支給額が支給されます。
- 2 支給時期は、年4回、毎年1月、4月、7月及び10月です。それぞれの月の前月までに支給事由の発生している額が支給されます。
- 3 次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由の生じた日以降の給付金の支給の認定取り消します。また、支給した給付金の返納を求めることがあります。
 - (1) 貴社（殿）が給付金の支給要件を満たさなくなったとき
 - (2) 貴社（殿）が給付金の支給を受けるにあたり、偽りその他不正の手段（過失を含む）を用いたとき
 - (3) 即応予備自衛官が自衛隊を免職された場合において、その職された事由が貴社（殿）の責に帰すべきものであったとき
 - (4) 貴社（殿）が自衛隊法（昭和29年法律第165号）第75条の8において準用する同法第73条第2項の規定に反し、その雇用する即応予備自衛官に対し、即応予備自衛官であることを理由として解雇その他不利益な取扱いをしたとき

(備考) 規格は、日本産業規格A列4番の縦位置とする。

自衛隊〇〇地方協力本部長 殿

提出者 住 所
法人名
代表者名

即応予備自衛官雇用関係終了届出書

即応予備自衛官雇用企業給付金の支給対象となっていた即応予備自衛官との雇用関係を終了したので届け出ます。

① 対象即応予備自衛官	氏 名	
	支給番号	
② 雇 用 関 係 終 了 年 月 日		令和 年 月 日
③ 対象即応予備自衛官雇用事業所	事業所の名称	
	事業所の所在地	
	担当責任者の職 ・氏名・連絡先	役職 氏名 (電話番号 — —)

(備考) 規格は、日本産業規格A列4番の縦位置とする。

【終了届出書記入に当たっての注意】

- 1 提出者が法人である場合には、主たる事業所（通常、本社をいう。）の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 ①「対象即応予備自衛官」欄の「氏名」欄には、対象即応予備自衛官の氏名を記入すること。「支給番号」欄には、担当地方連絡部長から貴社（殿）宛に通知した「即応予備自衛官雇用企業給付金支給認定通知書」に記載されている支給番号を記入すること。
- 3 ②「雇用関係終了年月日」欄には、対象即応予備自衛官が離職（退職、免職）等により貴社（殿）との雇用関係を終了した年月日を記入すること。
- 4 ③「対象即応予備自衛官雇用事業所」欄の「事業所の名称」欄には、対象即応予備自衛官を雇用している事業所の名称（例：「○×株式会社△□工場」等）、「事業所の所在地」欄には、当該事業所の住所、「担当責任者の職・氏名・連絡先」欄には、本届出書記入責任者の役職、氏名、電話番号を記入すること。

殿

自衛隊〇〇地方協力本部長

即応予備自衛官雇用企業給付金支給認定取消通知書

即応予備自衛官雇用企業給付金の支給について、下記のとおり支給の認定を取り消すことを決定したので通知します。

記

- 1 対象即応予備自衛官 氏名
- 2 支給番号 ○○○○-○○○○
- 3 支給の認定を取り消す日 令和 年 月 日
- 4 支給の認定を取り消す事由
 - () 貴社（殿）が給付金の支給要件を満たさなくなったため
 - () 貴社（殿）が給付金の支給を受けるにあたり、偽りその他不正の手段（過失を含む）を用いたため
 - () 即応予備自衛官（上記1の者）が貴社（殿）の責に帰すべき事由により自衛隊を免職となったため
 - () 貴社（殿）が自衛隊法（昭和29年法律第165号）第75条の8において準用する同法第73条第2項の規定に反し、その雇用する即応予備自衛官（上記1の者）に対し、即応予備自衛官であることを理由として解雇その他不利益な取扱いをしたため

（備考） 規格は、日本産業規格A列4番の縦位置とする。

殿

自衛隊〇〇地方協力本部長

即 応 予 備 自 衛 官 雇 用 企 業 給 付 金 返 納 通 知 書

下記の金額を返納されたい。なお、別途納入告知書が送付されるので、その指示に従われたい。

記

対象即応予備自衛官	氏 名	
	支給番号	
返 納 金 額		円

算 出 根 拠	返納を求める既支給月	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月間)
	返納を求める金額 及び支給日	円×ヶ月＝ 円(令和 年 月 日支給分) 円×ヶ月＝ 円(令和 年 月 日支給分)
	合計金額	円

注： 上記金額に加え、給付金を支給された日から納付の日までの日数に応じ、当該給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利7.3パーセントの割合で計算した加算金を約定利息として納付されたい。また、これを納期日までに納付しないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利14.6パーセントの割合で計算した延滞金を遅延利息として納付されたい。

(備考) 規格は、日本産業規格A列4番の縦位置とする。

別記様式第6

即応予備自衛官雇用企業給付金支給等状況報告書

令和〇〇年度

区分 方面隊	年度末即応予 備自衛官数	年度末支給対 象即応予備自 衛官数	年度延べ支給 対象即応予備 自衛官数	年度末支給対 象雇用企業数	年度延べ支給 対象雇用企業 数	支給総額	備考
北部							
東北							
東部							
中部							
西部							
合計							

【記入上の注意】

- ア 「年度延べ支給対象即応予備自衛官数」欄には、月ごとの支給対象即応予備自衛官数の当該年度合計数を記入する。
- イ 「年度延べ支給対象雇用企業数」欄には、支給対象となった期間の長短にかかわらず、当該年度において支給対象となった雇用企業の合計数を記入する。なお、本欄及び「年度末支給対象雇用企業数」欄に記入する雇用企業数の算定にあたっては、事業所等单位でなく、企業単位で算定するものとする。（例えば、同一企業で複数の事業所等を有し、かつ、それぞれの事業所で支給申請書を提出しているような場合、企業としては1社として算定する。即ち、別記様式第1の支給申請書の「申請者」が同一である場合には、1社として算定する。）
- ウ 「支給総額」欄には、「年度延べ支給対象即応予備自衛官数」に42,500円を乗じた金額を記入する。
- エ 「備考」欄には、特記事項を記入するとともに、当該年度内に給付金の返納に係わる状況が生じた場合には、当該年度内に、①返納通知書を送付した件数、②返納金総額等を記入する。